

商店街活力向上補助金 【民間事業者提案事業】

商店街外部の民間事業者の提案による商店街の活性化及び課題解決に資する取組に係る経費の一部を補助します。

補助上限額・補助率

上限80万円（補助率2/3）



補助対象者

- 商店街の活性化・課題解決に繋がるアイデアを持つ民間事業者(※)
(※原則、商店街外部の事業者とします)

次の役割分担で事業を実施します。

- ・ 民間事業者…企画運営・資料作成・経費負担・補助金受給
 - ・ 商店街(会)…場所提供・提案事業への協力
- ※商店街とのマッチングが条件となります。



申請の流れについて

【提案書の提出】

商店街とのマッチングを市に希望される方は、提案書を提出してください。

※事業者で商店街とのマッチングが可能な場合は、提案書の提出は不要です。

【交付申請書の提出】

商店街とのマッチングが成立次第、申請書を提出してください。

【募集期間】2025年4月14日～5月30日
(事業実施期間：交付決定日～2026年2月28日)

補助対象経費等

対象経費

- 商店街を舞台に、組合等の課題の解決及び継続的な賑わい創出につながる経費

事業の参考例

課 題	提 案 者	事 業 内 容
日常の賑わいが不足	スポーツクラブ	駐車場や空地でサッカー等の教室
	ヨガインストラクター	商店街で朝ごはん付きヨガイベント
空き店舗が多い	スーパー・雑貨屋	空き店舗を間借して日替わり出店
	デザイナー	統一のロゴ作成&ライブペイント
来街者が不足	学生団体	メニュー開発&店巡りイベント企画
	e-sports推進団体	ドローンレース&オンライン配信

注) 例は参考です。対象事業を限定するものではありません

対象外経費

- 実施主体の構成員の管理運営に必要な経常的経費（人件費、通信費、光熱水費等）
※人件費のうち、事業のために臨時的に雇用する者へ支給するものは対象とします
- 飲食費
- 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- 実施主体の構成員に対する賃借料又は会場使用料、謝礼、会議費
- 個人及び個店の資産形成に資する経費
- 他用途に転用可能な汎用性の高い資産の取得に係る経費
- 電化製品の購入費
- 商店街の維持管理に係る経費（施工工事、修繕、清掃等）
- 送料、振込手数料
- 経費に係る消費税及び地方消費税額

補助金交付の流れ



応募、報告様式は市HPからダウンロードしてください。

お問い合わせ



福山市 経済環境局 経済部 産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所9階
T E L : 084-928-1038 F A X : 084-928-1733
メール : shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp



市HPはこちら